

# 鹿島神流武道部 - 感染症対策ガイドライン

## 稽古の参加条件、及び各個人で行うこと

- ・過去14日間に発熱又は体調不良があった者は参加を禁止する。
- ・各参加者は稽古の参加前14日間の健康記録をつけ、健康管理担当者に報告すること。
- ・稽古参加前後に手指の消毒を徹底すること。帰宅後、手や顔を、石鹸を用いて洗うこと。
- ・飛沫抑制のためマスクの着用を徹底すること。ただしウレタン製のマスクは原則不可とする。
- ・近隣都県で新型コロナウイルスの新規感染者が急増し、緊急事態宣言の発令や県境を越える移動の自粛要請あった場合は、県を跨いでの移動は控えること。
- ・医学群の学生は『筑波大学附属病院に出入りする者の行動規範』等、学群・学類の定めを優先して行動すること。
- ・対面での活動参加については、個人の意思を尊重し、参加の強要や不参加者への不利益な扱いをしないこと。

## 稽古の時間帯

- ・火曜、木曜の夕練、及び土曜の練習のみとする。
- ・火曜日に武道館会議室は使用しない。

## 更衣室について

- ・更衣室で着替える際には可能な限り換気を行った上で、互いの距離を2 m以上保ち、向かい合わないようにする。
- ・特に稽古参加者が入れ替わる場合や他団体がいる際には混雑が予想されるため、適宜一度に入れる人数を制限する。
- ・更衣室での飲食や歓談を禁止する。

## 稽古を行う際の注意

- ・他団体との接近をさけるため、稽古場所の前で大人数で待機しないこと。
- ・各稽古場所に消毒液設置係が消毒液を用意し、**入退場時、及び窓や部屋のスイッチ類、救急箱など(設備や備品)に触れた際に手指消毒を行う**こと。『消毒用アルコールの使用及び保管について』の項を参照のこと。
- ・礼は床との接触を避けるため立礼とし、各稽古場の最大組数を超えないよう前後の距離を2m以上とった複数列に並んで行う。
- ・仕手と打手の組は、隣の組と2m以上の距離を確保する。また、それぞれの組は同じ方向

を向いて並列させる。

・稽古の際は可能であれば**常時換気**を行う。常時換気が行えない場合は30分に一度5分間の換気を行う。

・各稽古場所の人数を以下の通り制限する。

・古武道場 最大5組+待機5名 計15名 (現在、25名まで)

・第二多目的道場 最大6組+待機6名 計18名 (現在、36人まで)

・柔道場 最大7組+待機7名 計21名 (現在、36人まで)

・武道館に設置してあるウォーターサーバーは使用しないこと。水分は各自で事前に用意するか、自販機にて購入すること。

・飲料ボトルやタオルなど個人使用物品の共用を行わないこと。

・マスクやフェイスシールド着用による息苦しさを感じた場合は無理せず休憩をとること。また、熱中症の疑いがある場合は稽古を中止し、感染防止に留意し適宜処置を行うこと。

・発気は抑える。

・柔術並びに接触の多い業を稽古する場合、感染防止対策を行った上で行う。

・原則、受け身の稽古は控える。また、やむを得ず受け身の稽古をする際は、練習の前に床の消毒をし、複数人が同じ床での受け身をしないようにする。床の消毒の際は下記HP等の情報を適宜参考にする。

・稽古組合せ確定後に変更があった場合、欠席者名と欠席理由を顧問教員に速やかに報告する。

・見学者受け入れの際は、①電話番号、②電子メール又はSNS等の連絡先を確保し、緊急時に情報共有が行われるようにする。

・電話番号は所定の紙面に記入し、顧問教員又は体サ館鍵付きロッカーにて管理することとし、入部届の提出、または最後の稽古見学から1ヶ月経過した場合、シュレッターにて処分する。個人情報の管理については、下記HP等を参照する。

## 稽古終了後

・稽古の終了後はミーティング、会食、歓談を禁止する。活動終了後、借用した用具と手指の消毒を行い、着替え終えた者から速やかに帰宅すること。

・ミーティングは必要に応じて別途オンラインで行う。

## 稽古の再開にあたり新たに定める役職

・健康管理担当者

稽古の参加者全員の過去14日間の健康記録結果を集め、顧問教員に報告する。

・活動履歴管理担当者

活動の日付、場所、時間及び参加者を記録する。また、参加者同士で接触があった人(こ

こでの接触とは、手で触れることの出来る距離に15分以上いることと定義する)も記録する。

- ・ 消毒液設置係

手指消毒用及び床消毒用のアルコール(70~95%が望ましい)を事前に準備する。

稽古の際には消毒液を設置する。消毒液の管理、補充を行う。

火曜、木曜及び土曜の稽古において、上記三役の担当者氏名を予め顧問教員に報告する。

報告後に担当者の変更がある場合、その旨を顧問教員に報告する。

## 消毒用アルコールの使用及び保管について

- ・ アルコールの濃度が60%以上(重量%)の製品は危険物に該当し、その蒸気も可燃性であるから、火気を避け、使用時には換気を行うこと。

- ・ 直射日光の当たる場所や高温となる場所を避けて保管すること。

## 感染が疑われるものが発生した場合の対処について

- ・ 相談、受診の目安に該当する体調不良の症状がある場合

- ・ 濃厚接触者に指定された場合

- ・ 同居者が PCR 検査を受検することになった場合

- ・ 新型コロナウイルス感染者との接触があったことが判明した場合

以上の場合、構成員は責任者へ、責任者は顧問と学生生活課へ報告し、団体活動を停止する。

## 学外者が参加する場合について

- ・ 筑波大学に所属していない参加者についても、健康管理担当者へ14日間の健康観察記録提出を求める。

- ・ 健康管理担当者は、学外の参加者の所属する組織が筑波大学と同等以上の感染症対策を行っていることを確認する。

## 参考

- ・ 筑波大学HP 課外活動における団体活動開始について (2020年10月1日掲載)

<http://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/unions/circles.html#20201001>

- ・ 東京消防庁 消毒用アルコールの取扱いについて

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kouhouka/pdf/020417-2.pdf>

- ・ 厚生労働省 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

・筑波大学 個人情報保護管理規則

<https://www.tsukuba.ac.jp/images/pdf/2005hks06.pdf>

作成: 坂口(主務)、高橋(主将)、今井(主将)、尾崎(渉外)

改訂履歴

10/11 初版作成

11/12 体育センターの定めた各施設の使用定員を上限として、人数の制限を次の通り変更

古武道場 8名→15名 第二多目的道場 10名→18名

1/2 稽古再開にあたり新たに定める役職に条項を追加

7/30 稽古配置表確定後の欠席者の通知について 条項追加

柔術並びに接触の多い業の稽古について改訂

見学者受入の条件 条項追加

2022/4/9 着用するマスクはウレタン製を原則不可とする条項改訂

フェイスシールド着用について 条項削除

個人用武具について 条項削除

Note

体育センターの定めた各施設の使用定員

・古武道場 25人 ・第二多目的道場 36人 ・柔道場 74人

鹿島神流武道部の感染防止対策の特徴